

広島県告示第千一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年十一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
波多見七丁目地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを平成十三年一月十五日広島県告示第五十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱一号及び二号は「告示」で指定した土地に存する標柱四号及び三号と同一とし、標柱三号は「告示」で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存するものとする。

郡市・町									町	大字	字	地番		標柱番号
呉市									音戸町波多見七丁目			五二八三番二		標柱一号
												四九二二番	標柱二号	
												四九一九番	標柱三号	
									音戸町波多見四丁目			四九二一番	標柱四号	
									音戸町波多見七丁目			四九二三番	標柱五号	
												四九二四番	標柱六号	
									音戸町波多見四丁目			五〇二七番	標柱七号	
									音戸町波多見七丁目			五二七六番九	標柱八号	
												五二七七番一	標柱九号	

五二八二番二	五二八二番四
標柱一一号	標柱一〇号